平成２３年（フ）第２０５号
長崎県佐世保市日野町810番地２、前住所長崎県佐世保市上相浦町11番13号
債務者　金子佐津世
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３５４２号
東京都江東区木場６丁目13―10―402
破産者　竹中　忠義
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５４３号
東京都江東区木場６丁目13―10―402
破産者　竹中恵美子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７８２号
東京都足立区竹の塚６丁目４－５―507
破産者　岡田　　志
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０８３号
東京都江戸川区中央４丁目11―８―601
破産者　向　恵美子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１８６号
東京都墨田区東向島４―25―２―303、住民票上の住所東京都江戸川区松江１丁目19―16
破産者　小菅　正己
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２４９号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目36―４―409
破産者　本間　直子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３２１号
東京都葛飾区東新小岩６丁目16―14
破産者　北島　　勇
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４３７号
東京都墨田区太平２丁目15―５―308
破産者　山口　隆一
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６０９号
埼玉県草加市新栄町348
破産者　田島　和重
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６６１号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目34―３、開始決定時の住所東京都台東区日本堤１丁目21―９ビジネスホテルファミリー内
破産者　小野寺孝紀
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６８８号
埼玉県幸手市大字千塚275―10
破産者　石原　雅美
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３３号
神奈川県川崎市川崎区小田栄１丁目６―16田角方
破産者　進　　晴彦
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５０号
東京都葛飾区宝町２丁目32―４
破産者　丸山　和弘
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８４０号
東京都町田市小山町７―５―102
破産者　殿村　亮人
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１１号
東京都国立市富士見台４丁目１番地の９
破産者　有限会社エフ分の１
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１０号
東京都港区赤坂２丁目18番19号
破産者　ミドー・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１１号
東京都港区麻布十番３丁目13―１―401
破産者　角田　敦子
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１４号
東京都豊島区巣鴨２丁目１番５号
破産者　グランデインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７３５号
東京都北区西ケ原４丁目60番16号
破産者　株式会社西城電機工業
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７３６号
東京都北区滝野川３丁目75―15―701
破産者　鈴木洋一郎
1　決定年月日　平成23年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部